

国立大学法人東京農工大学職員休業補償等支給規程を一部改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員休業補償等支給規程（16 経教規程第39号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学職員休業補償等支給規程</p> <p>平成16年4月7日</p> <p>16 経教規程第39号</p> <p>第1条～第2条 省 略</p> <p>（業務上休業補償）</p> <p>第3条 職員が、業務災害による療養のため、勤務することができな いために給与を受けない場合は、労基法による休業補償を行う。</p> <p>2 前項の補償は、労災法による休業補償給付が開始されるまでの最 初の3日間とする。</p> <p>3 支給対象期間中に<u>週休日及び休日</u>があった場合は、その日につい ても休業補償を支給する。</p> <p>4 省 略</p> <p>第4条～第9条 省 略</p> <p>附 則 省 略</p>	<p>第1条～第2条 省 略（現行どおり）</p> <p>（業務上休業補償）</p> <p>第3条 職員が、業務災害による療養のため、勤務することができな いために給与を受けない場合は、労基法による休業補償を行う。</p> <p>2 前項の補償は、労災法による休業補償給付が開始されるまでの最 初の3日間とする。</p> <p>3 支給対象期間中に休日があった場合は、その日についても休業補 償を支給する。</p> <p>4 省 略（現行どおり）</p> <p>第4条～第9条 省 略（現行どおり）</p> <p>附 則 省 略（現行どおり）</p>	

附 則（19 教規程第25号）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。